

一般財団法人鹿児島県教職員互助組合貸付に関する 事務取扱要領

一般財団法人鹿児島県教職員互助組合貸付に関する事務取扱要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、一般財団法人鹿児島県教職員互助組合貸付規程（以下「互助組合規程」という。）に基づいて行う貸付金の申込み及び交付等事務取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸付金借用申込みの受付)

第2条 互助組合貸付規程による貸付金借用申込みの受付は、その都度とする。

(貸付金借用申込みの添付書類)

第3条 貸付金借用申込みの添付書類は、一般貸付借用申込みの添付書類（別表1）及び住宅貸付借用申込みの添付書類（別表2）によるものとし、次の各号に留意すること。

- (1) 各種謄本等証明書類は、発行後3か月以内のもの。
- (2) 平面図又は設計図には、設計者又は作成者の住所、氏名の記載があるもの（写しでも可）。
- (3) 提出書類の中で写しとあるものは、機械コピーしたもの。
- (4) 住宅の購入又は住宅の敷地を購入する場合は、所有権者が売主名義のものであること。住宅の新築、増築、改築、移築及び修理の場合は、所有権者が借用申込人名義のものであること。ただし、当該資産が将来相続するものについては、その意味を含めた承諾書（事様式第6号）を、夫婦どちらかの名義のものについては、戸籍謄本若しくは同等の住民票を添付する。
- (5) 宅地と住宅を同時に購入する場合は、宅地又は住宅購入のいずれかの添付書類でよいものとする。
- (6) その他特別の事例の場合は、互助組合の指定する書類とする。

(借用証書の受理)

第4条 借用証書の金額表示を訂正した借用証書は受理しない。

(貸付決定及び送金通知)

第5条 貸付の決定及び送金通知は、受付後10日以内に借受人及び資金前渡職員に「貸付決定通知書」をもって行うものとする。ただし、毎月21日以降の貸付の決定及び送金については特別の事情がある場合を除き、行わないものとする。

（貸付金と給付金との相殺）

第6条 組合員が組合員の資格を喪失した場合に貸付未償還金があるときは、掛金預り金、積立金預り金、組合員弔慰金及び休職退職者見舞金と相殺する。

2 組合員が破産法及び民事再生法の適用を受けた場合に貸付未償還金があるときは、理事会の承認を得て貸付事故日までの掛金預り金、積立金預り金と相殺する。

3 組合員が給与差押え等の適用を受けた場合に貸付未償還金の返済が3ヶ月以上未納であるときは、組合員からの同意書（事様式第12号）提出により、理事会の承認を得て同意日までの掛金預り金、積立金預り金と相殺する。

（借用の取り消し）

第7条 貸付決定通知後借受人の申出があり又は他の事由により貸付決定を取り消したときは、借受人及び資金前渡職員に通知するものとする。

（臨時償還）

第8条 未償還金の全部又は一部繰上償還は借受人の申出により受け付けるものとし、希望する借受人は、臨時償還手続申込書（事様式第9号）を理事長に提出するものとする。

2 一部繰上償還の償還額は、10万円以上とする。なお、ボーナス併用償還の場合のボーナス償還に係る未償還金に充当する額は、一部繰上償還額の2分の1以上で、ボーナス1回分の償還額以上とする。

3 一部繰上償還は、1か月に1回とする。一部繰上償還した月に未償還金の全額償還及び相殺貸付けはできないものとする。

4 償還猶予金の残額があるときに一部繰上償還する場合は、繰上償還額（10万円以上）に償還猶予金の残額を加えた額とする。全額償還する場合は、未償還元利金に償還猶予金の残額を加えた額とする。

（過誤納金の処理）

第9条 過誤納金の払戻しは、給付に関する事務取扱要領第6条の規定を準用する。

（貸付決定後の照会）

第10条 貸付決定後の貸付けに関する照会は、借受人の職員番号及び貸付番号によって行うものとする。

（完済通知書）

第11条 借受人が償還金を給料から控除する方法により貸付元利金を完済し

たときは、完済通知書（事様式第7号）を送付する。

（その他）

第12条 各種貸付金の借用申込書及び借用証書に使用する印鑑は、それぞれ同一印を使用すること。

- 2 借受人が各種貸付金の証明書の発行を希望するときは、借入利息証明書発行申請書（事様式第10号）又は貸付金残高証明書発行申請書（事様式第11号）を理事長に提出し、証明書の発行を受けるものとする。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

一般貸付借用申込みの添付書類

貸 付 種 別	添 付 書 類
全 て の 資 金	借入状況等申告書兼貸付条件等に関する同意書（事様式第14号）
生 活 資 金	なし
自 動 車 資 金	① 購入の場合は、販売店との売買契約書又は注文書の写し ② 修理の場合は、業者の費用見積書の写し ③ 借換えの場合は、同種の貸付けの返済予定表又は残高証明書（いずれも写しでも可） ④ 貸付実行月の翌月末日までに資金の「支払いを証明する書類（領収証、完済証明書等）」の写し
教 育 資 金	① 入学の場合は、合格通知書の写し又は入学許可書の写し ② 在学の場合は、在学証明書 ③ 外国の教育機関の場合は、入学又は在学を証明できる書類及びこれの日本語の翻訳文の写し ④ スクーリングについては所属長の証明書 ⑤ 「学費等支払い」を理由とする場合は、その金額が確認できる書類の写し（納付書、学費等が確認できるパンフレット等） ⑥ 学費等以外の支払いを理由とする場合は、支出予定明細書（事様式第15号）
結 婚 資 金	結婚式場の挙式申込書、契約書、婚姻届受理証明書又は所属長の証明書等事実が証明できる書類（いずれも写しでも可）
医 療 資 金	医療費を要する事実が証明できる書類（医師の診断書、保険医療機関の領収書又は請求書の写し）、又は所属長の証明書のいずれか
高 額 医 療 資 金	① 高額療養費支給の対象となる療養を受けたことを証明する保険医療機関の領収書又は請求書の写し ② 先進医療、不妊治療を受けたことを証明する保険医療機関の領収書又は請求書の写し ③ 医師の証明書（高額医療、先進医療、又は不妊治療の事実が証明できるもの）

住宅貸付借用申込みの添付書類

申 込 事 由	添 付 書 類
共通して必要な書類	① 当該敷地又は住宅の所在地見取図（作成者の住所、氏名の記載があるもの、写しでも可） ② 借入状況等申告書兼貸付条件等に関する同意書（事様式第14号）
(1)住宅の新築	① 建築確認通知書の写し又は工事請負契約書の写し ② 当該住宅の平面図又は設計図（設計者の住所、氏名の記載があるもの、いずれも写しでも可）
(2)住宅の増築、改築、移築及び修理等	① 所有権者が借用申込人名義である登記簿謄本又は資産証明書（いずれも写しでも可） ② 工事請負契約書の写し又は工事費用見積書の写し ③ 当該住宅の新旧平面図（設計者の住所、氏名の記載があるもの、写しでも可）※修理等の場合は修理箇所の図面又は写真でも可 ④ 貸付実行月の翌月末日までに資金の「支払いを証明する書類（領収証）」の写し
(3)住宅の購入	① 売買契約書の写し ② 当該住宅の登記簿謄本又は建築確認通知書（いずれも写しでも可） ③ 当該住宅の平面図又は設計図（設計者の住所、氏名の記載があるもの、いずれも写しでも可）
(4)敷地の購入	① 売買契約書の写し ② 購入しようとする敷地の登記簿謄本（所有権者が売主名義のもの、写しでも可）
(5)敷地の購入・住宅の新築又は購入を併せて行う場合	上記(1)、(3)、(4)のいずれか1つの書類
(6)敷地の地目が農地である場合	県知事の交付した農地転用許可書の写し又は市町村農業委員会の発行する農地転用許可書申請受理証明書の写し

承 諾 書

〔 家屋の登記簿謄本又は資産
証明書と同時に提出する。 〕

家 屋	所 在 地			
	構 造		面 積	
	所 有 者			

上記家屋は将来（ ）市・郡（ ）町・村（ ）番地

（借用申込人氏名）
（ ）に相続することで増、改築することを承諾しました。

年 月 日

家屋所有者 住 所
氏 名 ㊞

一般財団法人鹿児島県教職員互助組合理事長 殿

教職員互助組合貸付完済通知書

あなたが に借用された につきましては
 をもって完済になりましたのでお知らせいたします。ありがと
うございました。
今後とも教職員互助組合事業に御協力くださるようお願い申し上げます。

〒892-0841 鹿児島市照国町 1 1 番 3 5 号

一般財団法人 鹿児島県教職員互助組合理事長

償 還 猶 予 手 続 申 込 書

一般財団法人鹿児島県教職員互助組合
理 事 長 殿

年 月 日

職員番号						
------	--	--	--	--	--	--

所 属 名

氏 名 印

私が、貴組合から受けている貸付金については、下記のとおり償還猶予をお願いいたします。

記

①	申 出 事 由	1 育児休業等 2 介護休業 3 無給休職 4 自己啓発休業	
②	猶 予 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
③	貸 付 種 別	1 住宅 2 生活 3 自動車 4 教育 5 結婚 6 医療 7 高額医療	
④	償 還 方 法	復職した翌月（ボーナス併用償還の場合は直後の6月又は12月）から定期償還と併せて償還猶予分は払込通知書により返済する。	
確 認 欄	資 金 前 渡 職 員 名		印

- (注)
- ②欄は休業中の期間の範囲内で猶予を希望する期間を記入してください。
 - ①③欄は該当する箇所を○で囲んでください。
 - 確認欄は所属の資金前渡職員に記入(ゴム印可)・押印を依頼してください。

臨時償還手続申込書

年 月 日

一般財団法人鹿児島県教職員互助組合
理 事 長 殿

職員番号						
------	--	--	--	--	--	--

所 属 名

氏 名 印

私が、貴組合から受けている貸付金については、下記のとおり臨時償還を申し込みます。

記

貸付種別		臨時償還年月	年 月 (払込期限は各月21日まで)
償還種別	1 一部繰上償還 ・ 2 全額繰上償還		
一部繰上償還額(10万円以上)	毎 月 償 還 部 分	円	
	ボーナス償還部分	円	
一部繰上償還後の償還方法	1 償還月額を変更(償還月額を少なくして償還回数は変えない。)		
	2 償還回数を変更(償還月額は変えないで償還回数を短くする。)		
	3 償還月額・回数を変更(償還月額を多くして償還回数を短くする。)		
確 認 欄	資 金 前 渡 職 員 名	印	

- (注) 1 該当する「償還種別」を○で囲んでください。
2 償還種別が一部繰上償還の場合は、「一部繰上償還額」を記入し、希望する「一部繰上償還後の償還方法」を○で囲んでください。
3 償還種別が一部繰上償還の場合で、ボーナス併用償還の場合は、一部繰上償還額の「毎月償還部分」、「ボーナス償還部分」の内訳を記入してください。
4 一部繰上償還の額は10万円以上で、ボーナス併用償還の場合のボーナス償還部分の額は、一部繰上償還額の2分の1以上で、ボーナス1回分の償還額以上です。
5 一部繰上償還後の償還方法について、償還回数を長くすることはできません。
6 確認欄は所属の資金前渡職員に記入(ゴム印可)・押印を依頼してください。
7 払込期限は、21日が休日の場合は直前の金融機関営業日までです。
8 複数口返済される場合は、1口毎(貸付毎)に申込書を提出してください。

借入利息証明書発行申請書

年 月 日

一般財団法人鹿児島県教職員互助組合

理 事 長 殿

職員番号						
------	--	--	--	--	--	--

所 属 名

氏 名

印

私は、 年 月に貴教職員互助組合から 資金貸付
を受けましたが、下記の理由により借入利息証明書が必要ですので、発行してくださ
 るよう申請します。

記

1 証 明 期 間 年 月 ～ 年 月まで

2 申 請 理 由

3 証明書の提出先

貸付金残高証明書発行申請書

年 月 日

一般財団法人鹿児島県教職員互助組合

理 事 長 殿

職員番号						
------	--	--	--	--	--	--

所 属 名

氏 名

印

私は、昭和・平成 年 月に貴教職員互助組合から 資金貸付
を受けましたが、下記の理由により貸付金残高証明書が必要ですので、発行してくだ
さるよう申請します。

記

1 申 請 理 由

2 証明書の提出先

3 残高証明年月

同 意 書

私は、一般財団法人鹿児島県教職員互助組合の貸付けに関する事務取扱要領第 6 条第 3 項により、貸付未償還金を掛金預り金及び積立金預り金と相殺することに同意します。

年 月 日

一般財団法人鹿児島県教職員互助組合理事長 殿

所属名

氏 名

㊞

借入状況等申告書兼貸付条件等に関する同意書

一般財団法人鹿児島県教職員互助組合理事長殿

年 月 日

所属所名			TEL	(勤務先) (自宅・携帯)
職名		氏名	印	

※ 必ず本人が署名・押印してください。
※ 印鑑は貸付申込書と同一のものを使用してください。

1 以下に申告する借入状況等について相違ありません。

2 申告内容や他の提出書類に虚偽の記載がある場合、貸付事故が発生した場合又はその他貸付規程に違反した場合は、貸付規程第20条の適用を受けること及び当該事実を申込人が所属する所属長に通知することに同意します。

3 申告内容について、互助組合が他の団体等に照会を行うことに同意します。

4 今回借入申込み日現在、債務整理について弁護士等に相談している事実はありません。

借入の状況

※ 公立学校共済組合、互助組合、(一社)鹿児島県教職員共助会及び民間金融機関等(銀行、公庫、金庫、農漁協、消費者金融、信販会社、個人を含み、借入れを受けている一切の団体等)からの借り入れの全てについて記入してください。

※ 借入を申込み月の末日現在の状況を記入してください。

※ 返済年額の合計は今回申込み分も含めて算出してください。

※ 種別欄には借入目的ごとの種別名(住宅・教育・自動車等)を記入してください。

※ 欄が不足する場合は本様式を複数枚使用してください。

借入先	種別	借入年月日	当初借入額	返済年額
鹿児島県教職員互助組合		今回申込み分		
合計				①

給料月額(給料の調整額及び教職調整額を含む)
※ 100円未満の端数切捨て

②		円
---	--	---

※ ①の額が②の4.8倍を超える場合には貸付を行いません。

教育資金貸付に係る支出予定明細書

組合員氏名 ⑩

対象となるものの氏名及び続柄 (氏名) (続柄)

在学（入学予定）学校名

今回申込金額（借換の場合、実際に今回互助組合より送金される金額）
円

資金使途	必要金額	備考（支出時期等）
計		